

指導行政のポイント

“百花繚乱”の教育改革

菱村 幸彦

このたび、教育開発研究所から実務百科シリーズの一つとして『教育改革関連法規百科』を出した。近年の教育改革に伴う法令改正を網羅し、それを分類整理して、解説を加えた図書である(下記参照)。

“改革”は文科省の恒常的な業務

この本の編集に取り組んで、改めて感じたのは、教育改革の多様さと多彩さである。“百花繚乱”というが、まさに教育界には改革の花が咲き乱れている。地方教育制度、学校制度、学校運営、教育課程、教職員管理など、教育のあらゆる分野にわたって、さまざまな改革が進行している。ここ5年に限っても、教育改革関連法規の改正は優に70を超える。

わが国では臨時教育審議会答申(昭和62年)以来、ほとんど連続して、教育改革が行われている。ここ十数年来、わが国の教育は、絶え間ない改革の大波の中に揺れてきたと言って過言ではない。

そういえば、平成11年に省庁再編で文部省が文部科学省に改組されたおり、新しい文部科学省設置法は、その所掌事務として、冒頭に「教育改革に関すること」を掲げた。つまり、教育改革は、アドホック(特別)なものではなく、パーマネント(常時)に行われるものであることを文科省が自ら宣言したわけだ。

教育改革が求められる背景にはいろいろあるが、一つには、戦後の豊かな大衆化社会のなかで、いじめ、不登校、校内暴力、学力低下等といった先進諸国共通の教育病理が増大し、それを克服するための方策を模索している状況がある。

それに、もう一つ、近年わが国では、「聖域なき構造改革」が政治の最重要課題となり、地方分権と規制改革をキーワードに、財政、経済、金融、社会保障、通信、運輸、労働、医療などあらゆる分野に

おいて改革が求められていることが挙げられよう。

ここで成果の検証が必要

そうした社会全体の激動のなかで、教育についてもこれまでにない思い切った改革が要請されている。事実、このところ一昔前には考えられなかったような大胆な教育改革が実施に移されている。しかも、その改革の流れは急である。

詳しくは『教育改革関連法規百科』をご覧いただきたいが、例えば、地方分権推進のための都道府県基準設定権の廃止、学校制度の複線化を進める中等教育学校の創設、親のニーズに応える学校選択制の導入、ノーマライゼーションに基づく認定就学者制度の導入、アカウントビリティを問う学校評価の実施、学校の信頼回復をめざす指導力不足教員への措置、学校の主体性を生かす学習指導要領の改訂、大学の法人化に伴う国立学校準拠性の廃止、学校経営の革新をめざす民間校長の任用、食育を充実するための栄養教諭の創設 等々、それこそ枚挙にいとまがない。

とくに最近では、文科省の外から、例えば、地方分権推進会議、総合規制改革会議、経済財政諮問会議等からドラスチックな改革が迫られている。教育特区における株式会社による学校経営など、その最たるものではないか。

もちろん、教育改革は重要である。同時に、その評価が必要である。教育界にはいま改革の新しい花が咲き乱れているが、果たして、それらは学校教育の全体的な質にどのような影響を与えているのか。このへんで一度、立ち止まってじっくり検証してみることが必要だろう。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習リソース情報研究センター理事長)

本紙は <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> でも掲載

●新刊案内●

7月の最新刊●好評発売中!

教育開発研究所刊

■校長・教頭必携

教育改革に伴う最新改正法規を徹底解説! 選考直前の整理に最適!

『教育改革関連法規百科』

菱村幸彦【編集】

A5判 230頁・定価 2415円